



山形県公報

平成15年5月23日(金)

号 外 (51)

目 次

条 例

- 議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(議 会) … 1
- 山形県県税条例の一部を改正する条例……………(税 政 課) … 2

本号で公布された条例のあらまし

- ◇ 議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(県条例第35号) (議会)
 - 1 議会の議員の報酬の額を平成15年6月1日から平成16年3月31日までの間に係るものだけに限り減額することとした。(第1条関係)
 - 2 平成15年6月に支給する議会の議員の報酬の額に関する特例措置について規定することとした。(改正条例附則第2項関係)
 - 3 この条例は、平成15年6月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県県税条例の一部を改正する条例(県条例第36号) (税政課)
 - 1 県たばこ税の税率を、平成15年7月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき101円引き上げることとした。(第86条及び附則第15条の2第1項関係)
 - 2 旧3級品の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率を、平成15年7月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき48円引き上げることとした。(附則第15条の2第2項関係)
 - 3 平成15年7月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、県たばこ税の手持品課税を行うこととした。(改正条例附則第3項関係)
 - 4 この条例は、平成15年7月1日から施行することとした。

条 例

議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年5月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第35号

議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成14年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成14年4月1日から平成15年4月29日まで」を「平成15年6月1日から平成16年3月31日まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成15年6月1日から施行する。
- 2 平成15年6月に支給する議会の議員の報酬の額は、山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）別表第1及び改正後の第1条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される報酬の額から、同年4月30日から同年5月31日までの間に係るものとして支給された報酬の額に100分の5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年5月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第36号**山形県県税条例の一部を改正する条例**

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第86条中「692円」を「793円」に改める。

附則第15条の2第1項中「平成11年5月1日」を「平成15年7月1日」に、「868円」を「969円」に改め、同条第2項中「平成11年5月1日」を「平成15年7月1日」に、「413円」を「461円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に山形県県税条例第83条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（地方税法（昭和25年法律第226号）第74条の6第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを施行日に販売のため所持する卸売販売業者等（改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）第83条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）附則第131条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを施行日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を施行日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。
 - （1）製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき101円
 - （2）新条例附則第15条の2第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき48円
- 4 前項に規定する者は、施行日から起算して1月以内に、地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号。以下「平成15年改正法」という。）附則第7条第3項に規定するところにより同項に規定する申告書を知事に提出しなければならない。

- 5 前項の規定による申告書を提出した者は、平成16年1月5日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第3項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第86条の6の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第86条の4の規定により知事に提出すべき申告書には、平成15年改正法附則第7条第7項に規定するところにより同項に規定する書類を添付しなければならない。

平成15年 5月23日印刷
平成15年 5月23日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056